



## 在宅歯科医療連携室だより 令和3年 春号

発行 福島県福島市仲間町 6-6  
福島県歯科医師会・在宅歯科医療連携室  
TEL 024-523-3268 FAX 024-524-1323

### 令和3年度介護報酬改定について

今回の改定は、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図るとして、+0.70%の改定率となりました。

#### 歯科関係の大きな変更点

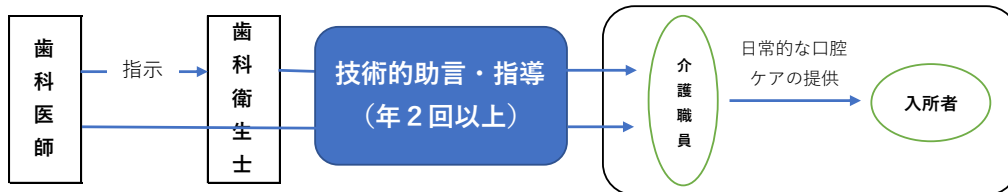
「自立支援・重度化防止の取組の推進」において、施設系サービスにおける口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理をさらに充実させるために、口腔衛生体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組みを一定緩和した上で、3年の経過措置期間を設け、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求めるとなりました。すなわち、今まで口腔衛生体制加算を算定するかどうかでよかったものが、3年間の経過措置期間の間に基本サービスの中で口腔衛生の体制整備をしなければならないとされています。

単位数	
<現行>	<改定後>
口腔衛生管理体制加算 30 単位/月	⇒ 廃止
口腔衛生管理加算 90 単位/月	⇒ 口腔衛生管理加算 (I) 90 単位/月 (現行の口腔衛生管理加算と同じ)
	⇒ 口腔衛生管理加算 (II) 110 単位/月 (新設)

「入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない」ことを規定。「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することが求められます。

<運営基準等における対応>

<口腔衛生等の管理に係る計画>



このように協力歯科医療機関との連携強化が必須となりました。単発的な訪問歯科診療では、口腔衛生管理の整備は行えません。定期的な管理があつてこそ口腔衛生管理が可能になります。そのためには入居者様への定期検診が大切です。まずは協力歯科医療機関にご相談ください

### コロナ禍における研修会について

今年度は感染拡大の状況を見ながら集合形式かウェブ配信などでの研修会開催を予定しています。

訪問歯科診療に関する相談や歯科との連携に関することは、在宅歯科医療連携室にご連絡ください。  
※FAX不要の場合にはお手数でもご連絡をお願いいたします。